

令和2年度 和歌山県家賃支援金申請要領

受付締め切り

令和3年2月28日（日）まで
令和3年2月28日（日）の消印有効です。

提出方法

郵送による提出

申請書類は、次のあて先に郵送により提出してください。
簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<あて先>

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県家賃支援金受付係 あて

※切手を貼り付けの上、裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。

※送料は、必ず申請者側での御負担をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。御不明な点は下記お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

申請に必要な書類の入手方法

- ◆ 申請に必要な書類については、和歌山県庁のホームページからダウンロードしてください。
- ◆ 各振興局、県内市町村、商工会、商工会議所などにも順次申請書類を配置する予定です。

お問合せ先

和歌山県支援本部相談窓口

【電話】073-441-3301

【受付時間】平日 午前9時から午後5時45分まで

※「令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し国の家賃支援給付金を受けていない事業者」及び「収益事業を営む人格のない社団等」はそれぞれ申請要領が異なりますので、和歌山県庁のホームページから申請要領をご覧ください。(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin.html>)

目次

I	和歌山県家賃支援金の概要	2
1	趣旨	2
2	和歌山県家賃支援金の交付	2
II	対象要件	2
III	申請書類	3
IV	交付の決定等	14
V	対象要件の特例	15

I 和歌山県家賃支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代及び家賃の負担を軽減することを目的とする支援金を交付するものです。

2 和歌山県家賃支援金の交付

IIの対象要件を満たす事業者に対し、以下の表の区分に応じ算定した額を和歌山県家賃支援金として交付します。

※和歌山県家賃支援金は、1, 000円未満切捨てで算出

表

交付対象者の区分	家賃支援金の交付割合	上限額
法人	国の家賃支援給付金の給付額の4分の1	150万円
個人事業者	国の家賃支援給付金の給付額の4分の1	75万円

II 対象要件

下記の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 県内に主たる事業所(※)を有する事業者

又は観光関連事業者のうち、①宿泊施設 ②温泉保養施設 ③交通施設
④休憩食事施設 ⑤観光土産品販売施設 ⑥不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設を県内で運営する事業者

(※) 法人については、法人税確定申告書別表一に記載された納税地等、個人事業者については、所得税の青色申告書決算書記載された事業所所在地や所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地等が主たる事業所です。(P12・13 参照)

(2) 国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者

(ただし、令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者、収益事業を営む人格のない社団等は別に定める要件を満たせば、和歌山県家賃支援金の対象となります。P15・16 参照)

(3) 宣誓書を提出する事業者

(4) 下記の①～④の要件に該当しない事業者

①和歌山県家賃支援金を既に受け取った者

②和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

③家賃支援給付金の申請日の属する月以降の6か月の間のいずれかの月分の賃料等に充てるための現金給付を和歌山県以外の地方公共団体から受けている又は受けることが決定している場合の当該給付額と家賃支援給付金の給付額との合計額が、家賃支援給付金の申請日の前1か月以内に賃料等として支払った額に6を乗じた額以上の給付額を受けることとなる者

④和歌山県家賃支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

Ⅲ 申請書類

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

	申請書類一覧	チェック
①	和歌山県家賃支援金交付申請書（別記第1号様式） （規則第4条関係）（P4参照）	<input type="checkbox"/>
②	別紙「和歌山県家賃支援金申請額 計算表」（P5、6参照）	<input type="checkbox"/>
③	申請者事業概要（別記第1号様式）（要綱第5条関係） （P7、8参照）	<input type="checkbox"/>
④	宣誓書（別記第2号様式）（要綱第5条関係）（P9参照）	<input type="checkbox"/>
⑤	役員名簿（別記第3号様式）（要綱第5条関係）（P10参照） ※法人の場合のみ必要です。	<input type="checkbox"/>
⑥	国の家賃支援給付金の給付通知書（振込のお知らせ）の写（P11参照） ※必ず通知書あて名・送付のあて先住所記載欄と給付金額記載欄の両方をコピーしてください。	<input type="checkbox"/>
⑦	振込先口座を確認できる書類（P12参照） ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写	<input type="checkbox"/>
⑧	※該当の場合のみ必要です。 【国の家賃支援給付金通知書の送付のあて先が県外の場合】 主たる事業所の所在地がわかる書類（P12、13参照） 【県外本社の観光関連事業者の場合】 和歌山県内の事業所所在地が分かる書類（P13参照）	<input type="checkbox"/>

※規則とは、和歌山県補助金等交付規則のことをいい、要綱とは和歌山県家賃支援金交付要綱のことをいう。

① 和歌山県家賃支援金交付申請書

記載例

別記第1号様式(規則第4条関係)

和歌山県家賃支援金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所 **主たる事業所所在地又は個人事業者住所**
氏名又は名称 **法人名及び代表者氏名又は個人事業者氏名**

代表者印

印

令和2年度において、和歌山県家賃支援金（別紙に規定する和歌山県家賃支援金申請額）の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

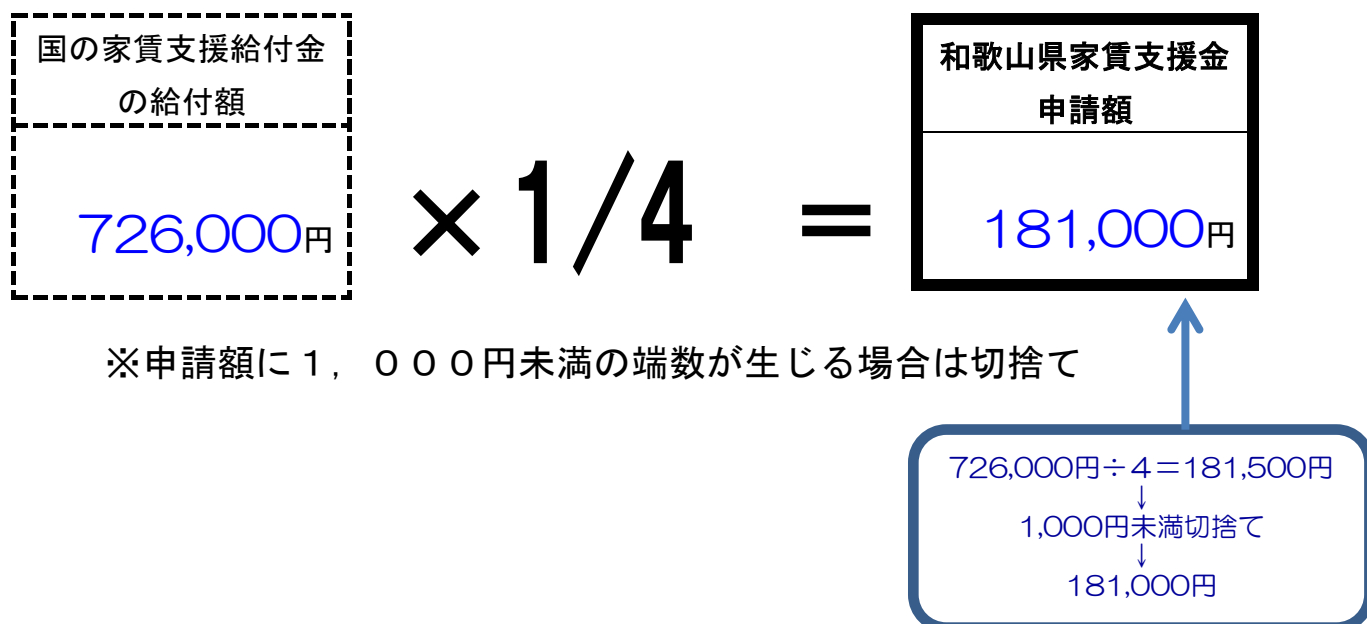
なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき和歌山県家賃支援金の交付決定の全部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 別紙「和歌山県家賃支援金申請額 計算表」
- 和歌山県家賃支援金申請者事業概要
- 宣誓書
- 法人の場合は役員名簿
- 国の家賃支援給付金の給付通知書（振込のお知らせ）の写
※必ず通知書あて名・送付のあて先住所記載欄と給付金額記載欄の両方をコピーしてください。
- 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- 国の家賃支援給付金の給付通知書の送付のあて先が県外の場合は主たる事業所の所在地がわかる書類
- 県外本社の観光関連事業者の場合は和歌山県内の事業所所在地がわかる書類
- その他知事が必要と認める書類

②別紙

和歌山県家賃支援金申請額 計算表



※ 和歌山県以外の地方公共団体から国の家賃支援給付金の申請日以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための支援金を受給している場合又は受給することが決定している場合は、下記の和歌山県ホームページから「別紙(※)和歌山県家賃支援金申請額 計算表(他団体家賃支援金等を受給する場合)」をダウンロードし、計算の上添付してください。(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin.html>)

本計算表は「国の家賃給付金」の申請日から6か月の間の賃料に充てるための支援金を和歌山県以外の都道府県や市町村から受給している方又は受給が決定している方が、和歌山県家賃支援金申請額を計算するためのものです。

「和歌山県家賃支援金の申請日」までに、都道府県・市町村から家賃や地代に充てるための家賃への支援金を申請していない場合は、**和歌山県家賃支援金申請額 計算表** (P5) により計算してください。

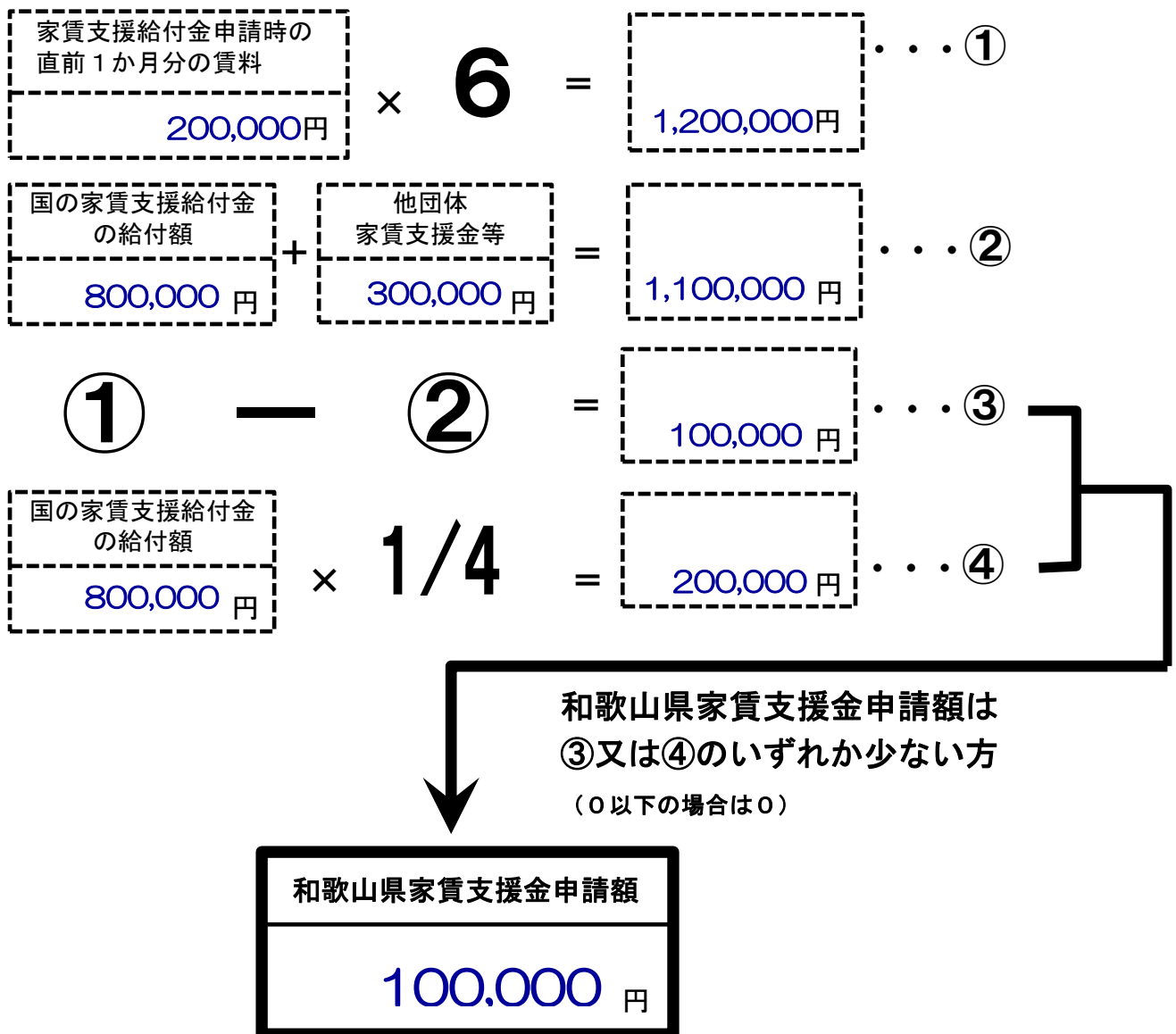
※国の持続化給付金、国の家賃支援給付金、和歌山県事業継続支援金、和歌山県事業継続推進（補助金）は「他団体家賃支援金等」には該当しませんので、**和歌山県家賃支援金申請額 計算表** (P5) により計算してください。

②別紙 (※)

記載例

和歌山県家賃支援金申請額 計算表 (他団体家賃支援金等を受給する場合)

※ 和歌山県以外の地方公共団体から国の家賃支援給付金の申請日以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための支援金を受給している場合又は受給することが決定している場合のみ本様式で申請額を計算ください



※申請額に1,000円未満の端数が生じる場合は切捨て

③ 申請者事業概要

□法人の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 法人

和歌山県家賃支援金申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ		
	名称 (屋号)	株式会社 ○○商事		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品販売施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	日用品の販売	

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ													
		名称	株式会社 ○○商事													
	業種	小売業														
申請者の種別	選択	<input checked="" type="radio"/> 法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
		<input type="radio"/> 個人事業主	住所	和歌山市和歌川町5322-1									生年月日			

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)
店舗名	○○支店	店番号	1	2	3	(3桁)	
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()						
口座番号	1 2 3 4 5 6 7 (右詰めで記入)						
口座名義	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ					
	株式会社 ○○商事						

国の家賃支援給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ「1」又は「2」を記入

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	月	売上高	円	
	前年(※1)	比較対象月	令和 年	月	売上高	円	
売上の情報	本年	売上が減少した連続する3ヶ月	国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者は 令和三年 売上情報の記載不要				円
			月	月	月	月	円
	前年(※1)	比較対象月	令和 年	月	月	月	円
			月	月	月	月	円

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、「前年」の欄に事業計画等で想定している売上高を記載するものとする。

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	ワカヤマ	シロウ
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	氏名	和歌山	二郎
				メールアドレス	wakayama@pref.jp	

□個人事業者の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 個人事業者

和歌山県家賃支援金申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	イザカヤ ワカヤママルマル		
	名称 (屋号)	居酒屋 和歌山〇〇		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品販売施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	飲食店	

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ	ワカヤマタロウ			
		名称	和歌山太郎			
	業種	飲食業				
申請者の種別	選択	法人	法人番号			
		個人事業主	住所	和歌山市和歌川町5322-8	生年月日 S53.5.10	

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)		
店舗名	〇〇支店	店番号	1	2	3		(3桁)		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()								
口座番号		1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ	ワカヤマタロウ							
		和歌山太郎							

国の家賃支援給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ「1」又は「2」を記入

1. 令和2年5～12月において、いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した月及び売上高等を記載								
売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	月	売上高		円	
	前年(※1)	比較対象月	令和 年	月	売上高		円	
2. 令和2年5～12月において、連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減した月及び売上高等を記載								
売上の情報	本年	売上が減少した連続する3ヶ月	国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者は 令和2年 売上情報の記載不要				円	
				月	売上高		円	
	前年(※1)	比較対象月	令和 年		月	売上高		円
					月	売上高		円

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、「前年」の欄に事業計画等で想定している売上高を記載するものとする。

担当者	担当者名	所属	記入不要	フリガナ	ワカヤマ	ジロウ
				氏名	和歌山	二郎
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	メールアドレス	wakayama@pref.jp	

④ 宣誓書

別記第2号様式（第5条関係）

宣 誓 書

私は、和歌山県家賃支援金の交付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、和歌山県家賃支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 和歌山県家賃支援金交付要綱第2条の交付対象者の要件を満たしています。
- (2) 和歌山県家賃支援金交付要綱第3条の不交付要件に該当しません。
- (3) 和歌山県家賃支援金交付要綱第5条の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (4) 和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

以上

令和2年 8月15日

和歌山県知事 様

所在地 和歌山市和歌川町5322-1

名 称 株式会社 ○○商事

代表者名 代表取締役社長 和歌山 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

ゴム印等を使用せず
法人の代表者又は個人
事業主が自署して
ください。

⑤ 役員名簿 (法人の場合)

別記第3号様式 (第5条関係)

役員名簿

法人名称: _____

※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。

※ 収集した個人情報については、和歌山県家賃支援金に係る交付事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

⑥ 国の家賃支援給付金の給付通知書（振込のお知らせ）写

※必ず通知書あて名・送付のあて先住所記載欄と給付金額記載欄の両方をコピーしてください。

□法人の場合

郵便八月奉

料金後納郵便

家賃支援給付金の振込のお知らせ

家賃支援給付金について、下記のとおり給付金の振込を行いますので、お知らせします。

記

申請番号	XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
法人名	△△株式会社
担当者	XXX XXXX
給付金額	△,XXX,XXX円
振込口座	〇〇銀行 〇〇支店 番) 12345678 ヤナシ キュウゴ

ご確認ください 家賃支援給付金の振込のお知らせ

家賃支援給付金 コールセンター

お問い合わせ先 ホームページ <http://jyomei-shugi.jp/>
 フリーダイヤル 0120-653-930
 受付時間 8:30～19:00 年中・土日無休
 (受付時間の変更になる可能性があります。)
 ※お問い合わせの際は、「申請番号」をお伝えください。
 ※お電話でできる事は、番号の付録にない限り十分にご確認ください。

<送出人> 家賃支援給付金 事務局
 <送付先> 〒XXX-XXXX XX郵便局 私書箱XX号
 ※宛先が間違っている場合は、十分に確認してからお送りください。

<給付金の振込等について>

- ・振込口座をご確認ください。
- ・振込口座へ振込めない場合、金融機関等へ問い合わせにより口座情報を訂正した上で振込む場合があります。
- ・振込口座へ振込めない場合、事務局より申請者へ電話によるご案内を行う場合があります。
- ・給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。
 ※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

□個人事業者の場合

郵便八月奉

料金後納郵便

家賃支援給付金の振込のお知らせ

家賃支援給付金について、下記のとおり給付金の振込を行いますので、お知らせします。

記

申請番号	XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
申請者	XXX XXXX
給付金額	△,XXX,XXX円
振込口座	〇〇銀行 〇〇支店 番) 12345678 ヤナシ キュウゴ

ご確認ください 家賃支援給付金の振込のお知らせ

家賃支援給付金 コールセンター

お問い合わせ先 ホームページ <http://jyomei-shugi.jp/>
 フリーダイヤル 0120-653-930
 受付時間 8:30～19:00 年中・土日無休
 (受付時間の変更になる可能性があります。)
 ※お問い合わせの際は、「申請番号」をお伝えください。
 ※お電話でできる事は、番号の付録にない限り十分にご確認ください。

<送出人> 家賃支援給付金 事務局
 <送付先> 〒XXX-XXXX XX郵便局 私書箱XX号
 ※宛先が間違っている場合は、十分に確認してからお送りください。

<給付金の振込等について>

- ・振込口座をご確認ください。
- ・振込口座へ振込めない場合、金融機関等へ問い合わせにより口座情報を訂正した上で振込む場合があります。
- ・振込口座へ振込めない場合、事務局より申請者へ電話によるご案内を行う場合があります。
- ・給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。
 ※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

⑦ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業者の場合) 本人名義

注1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

注2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。

注3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。

注4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、和歌山県家賃支援金のお支払いができない場合がありますので、御留意ください。

通帳の表面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳画像をコピー



⑧ 【国の家賃支援給付金の給付通知書（振込のお知らせ）の送付のあて先が県外の場合】

主たる事業所の所在地がわかる書類

イ 法人の場合

□ 法人税確定申告書別表一の控えの写

※減収月の属する事業年度の直前（注）の事業年度の確定申告書を提出してください。また、直前の事業年度の確定申告書が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書をもって代えることが可能です。

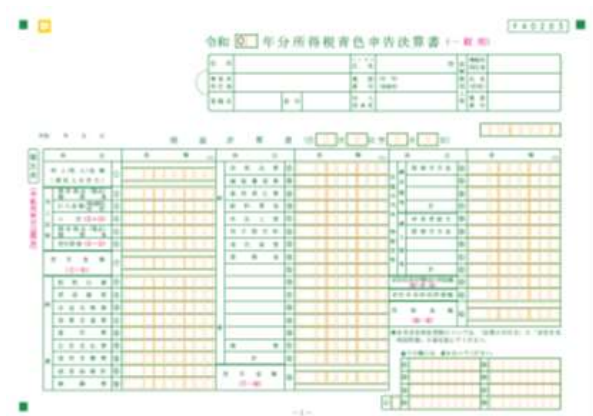
注) 確定申告書別表一の控えの写には收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。なお、收受日付印が無い場合、税理士による押印及び署名があること。電子申告の場合で收受日付印の押印がない場合は、受信通知も確定申告書別表一の控えの写とあわせて添付。なお、確定申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの、または確定申告書に税理士の押印及び署名があるものは受信通知の添付は不要。



□ 法人税確定申告書がない場合は、本店所在地の確認できる登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写

ロ 個人事業者の場合、次のいずれも（青色申告の場合）

- 所得税の青色申告決算書 1 枚目の写
※令和元年分を提出



ハ 個人事業者の場合、次のいずれも（白色申告の場合）

- 所得税の収支内訳書 1 枚目の写
※令和元年分を提出



ニ 個人事業者で青色申告及び白色申告をしていない場合、もしくは事業所所在地の記載が無い場合

- 和歌山県内に主たる事業所を有すると証明できる書類
例) 和歌山県内事業所の個人事業の開業・廃業等届出書の写、営業許可証の写、事業所所在地の記載のある公共料金領収書の写など

【県外本社 of 観光関連事業者の場合】

和歌山県内の事業所の所在地が分かる書類

- 和歌山県の県税事務所の収受日付印があり、和歌山県内事業所所在地が明記されている法人県民税・事業税の確定申告書（第 6 号様式）の控えの写、和歌山県内事業所の営業許可証の写、事業所所在地の記載のある公共料金領収書の写など

IV 交付の決定等

1 和歌山県家賃支援金の交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査した上で、適正と認められるときは和歌山県家賃支援金の交付を決定します。

なお、「和歌山県家賃支援金申請額 計算表」の申請額に誤りがある場合は、和歌山県家賃支援金交付要綱で定める計算方法で算出した金額を和歌山県家賃支援金の金額として交付決定します。

2 通知

申請書類の確認の結果、和歌山県家賃支援金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知書を発送します。

一方、申請書類の確認の結果、和歌山県家賃支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知書を発送します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はしません。

3 和歌山県家賃支援金の返還

和歌山県家賃支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、和歌山県家賃支援金の交付決定を取り消します。

なお、既に和歌山県家賃支援金を交付済みの場合には、和歌山県家賃支援金を返還していただきます。

V 対象要件の特例

1 令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し家賃支援給付金を受けていない事業者の特例

(1) 対象要件

令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し家賃支援給付金を受けていない事業者であって、県内に主たる事業所を有する事業者または観光関連事業者のうち①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を県内で運営する事業者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、和歌山県家賃支援金の対象とします。

- ① 創業に当たって金融機関から融資を受けている事業者または支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者で、今後も事業を継続する意思があること
- ② 令和2年5月から12月までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかに該当する事業者
 - (ア) いずれか1か月の売上高が事業計画等で想定していた同月と比べると50%以上減した月が存在する。
 - (イ) 連続する3か月の売上高の合計が事業計画等で想定していた同期と比べると30%以上減した時期が存在する。
なお、事業計画書等に月ごとの売上(収入)予定額が記載されていない場合は、記載されている年間の売上(収入)予定額からひと月分の平均売上(収入)予定額を算出
- ③ 本申請要領P2の「Ⅱ対象要件(3)、(4)」を満たす事業者
- ④ その他、「令和2年度和歌山県家賃支援金申請要領『令和2年1月1日から5月31日までに創業した事業者の取扱い』」の要件を満たす事業者

(2) 申請方法

和歌山県家賃支援金の算定方法や申請書類等、申請手続きに必要な具体的事項については別途「令和2年度和歌山県家賃支援金申請要領『令和2年1月1日から5月31日までに創業した事業者の取扱い』」をご参照ください。

なお、当該申請要領は和歌山県ホームページに掲載しています。

(URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin_sougyou.html)

(3) 問合せ先

和歌山県支援本部相談窓口

【電話】073-441-3301

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで(平日)

2 収益事業を営む人格のない社団等の取扱いについての特例

(1) 対象要件

県内に主たる事業所を有し、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第13号に規定する収益事業を営む同法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であり、和歌山県家賃支援金の交付の目的に従って、和歌山県家賃支援金を当該事業の継続のために利用する者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、和歌山県家賃支援金の対象とします。

- ① 令和元年以前から収益事業から生じる事業収入（売上）があり、確定申告を行っている事業者で、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 令和2年5月から12月までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかに該当する事業者
 - (ア) いずれか1か月の売上高が前年同月と比べると50%以上減した月が存在する。
 - (イ) 連続する3か月の売上高の合計が前年同期と比べると30%以上減した3か月が存在する。
- ③ 本申請要領P2の「Ⅱ対象要件(3)、(4)」を満たす事業者
- ④ その他、「令和2年度和歌山県家賃支援金申請要領『収益事業を営む人格のない社団等の取扱い』」の要件を満たす事業者

(2) 申請方法

和歌山県家賃支援金の算定方法や申請書類等、申請手続きに必要な具体的事項については別途「令和2年度和歌山県家賃支援金申請要領『収益事業を営む人格のない社団等の取扱い』」をご参照ください。

なお、当該申請要領は和歌山県ホームページに掲載しております。

(URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin_syadantou.html)

(3) 問合せ先

和歌山県支援本部相談窓口

【電話】073-441-3301

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで（平日）

MEMO

MEMO
